

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目①

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。
実績又は現況	<p>A) 品質ポリシー及び品質マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質ポリシーの策定・公表（2014 年 4 月） 品質マニュアルの策定・公表（2014 年 8 月）、改訂（2015 年 6 月、2016 年 7 月、2022 年 7 月）
	<p>B) その他品質管理のための具体的な手順を示す主な文書</p> <p>品質管理のための具体的な手順を示す文書として主に以下の文書を作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特許・実用新案審査基準」（審査の基本的な考え方を示した文書） 「特許・実用新案審査ハンドブック」（審査業務に当たり必要となる事項等を示した文書） 「PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック」（質の高い国際調査及び国際予備審査を実現するための文書） 「面接ガイドライン【特許審査編】」（面接・電話対応の具体的な手順を示す文書）
	<p>C) 検索インデックスの付与のための文書</p> <p>受理した出願に対して適切な検索インデックスを付与するため、FI 及び F タームについては、「FI 分類表」、「FI ハンドブック」、「F タームリスト」、「F ターム解説」を作成している。これらの文書は技術・出願動向や使用状況、国際的動向等を踏まえ適宜メンテナンスを実施している。</p>
	<p>D) 文書の管理</p> <p>品質ポリシー及び品質マニュアル並びにその他品質管理のための具体的な手順を示す文書等については、随時利用可能に提供し、必要な更新を行う等、適切に管理している。</p> <p>2023 年度の主な改訂は以下の通り。</p> <p>< 審査基準、審査ハンドブック、PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック ></p> <p>法令の改正・運用の変更に伴う形式的な改訂を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許権等の権利回復の要件が変更されたこと等に伴うもの（審査基準・審査ハンドブック：2023 年 3 月改訂） 特許メモの作成終了に伴うもの（審査ハンドブック：2023 年 6 月改訂） 申請手続のデジタル化に伴うもの（審査基準：2023 年 12 月改訂） 配列表記の新標準 ST.26 に国際調査及び国際予備審査で作成される書類様式を対応させるもの（PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック：2024 年 1 月改訂） <p>< 面接ガイドライン【特許審査編】 ></p> <p>面接依頼時の運用の明確化等を目的とする改訂を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 急ぎの面接を希望する場合の代理人等による連絡方法等の追記（2023 年 8 月改訂） 出張面接の実施場所の制限緩和／電子メールによる面接依頼等を可とする改訂（2024 年 1 月改訂）
	<p>E) 文書の一覧表</p> <p>「審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表」（特許／実用新案、意匠、商標の品質ポリシー及び品質マニュアルを含む審査品質管理・審査基準・分類等関連文書についての一覧表）</p>

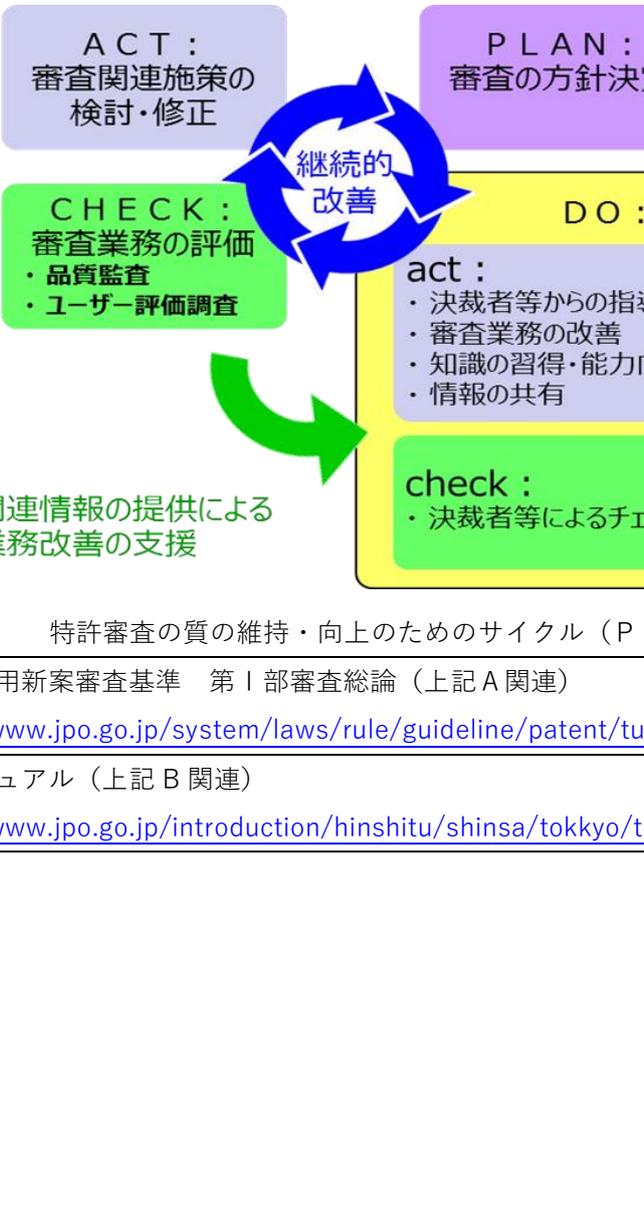
各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目①

資料の 所在	○品質ポリシー（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/shinsa_policy.html
	○品質マニュアル（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html
	○特許・実用新案審査基準（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html
	○PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/guideline_pct.html
	○特許・実用新案審査ハンドブック（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/index.html
	○面接ガイドライン【特許審査編】（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/mensetu_guide_index.html
	○PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/pct_handbook.html
	○FI 分類表、FI ハンドブック、F タームリスト、F ターム解説（上記 C 関連） 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) https://www.j-platpat.inpit.go.jp/p1101
	○審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表（上記 E 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/shihou_taishou.html

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目②

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか ② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。
実績又は現況	<p>A) 審査の進め方 特許審査官が特許審査を行う具体的な手続を「特許・実用新案審査基準」において定めている（「第I部審査総論」等）。</p> <p>B) 品質管理 品質管理のための手順及び担当を「品質マニュアル」において設定しており、PDCA サイクル内の各項目についても、手順及び担当の詳細について参照すべき文書を明記している。</p>  <p>特許審査の質の維持・向上のためのサイクル (PDCAサイクル) 概念図</p>
資料の所在	○特許・実用新案審査基準 第I部審査総論 (上記A 関連) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html ○品質マニュアル (上記B 関連) https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目③

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知
評価の目的及び観点	<p>・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。</p> <p>・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。</p>
実績又は現況	<p>(制度ユーザーへの公表状況)</p> <p>A) 品質ポリシー及び品質マニュアルの公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「品質ポリシー」の公表及び配布 (2014 年 4 月以降) ・「品質ポリシー」英訳版の公表及び配布 (同上) ・「品質マニュアル」の公表 (2014 年 8 月) 及び改訂 (2015 年 6 月、2016 年 7 月、2022 年 7 月) ・「品質マニュアル」英語版の公表 (同上) 及び改訂 (同上)
	<p>B) 「品質ポリシー」等の品質に関する文書や取組の紹介</p> <p>ユーザーとの意見交換 (企業コンタクト) 等において、「品質ポリシー」等の品質に関する文書や品質管理の取組を紹介している。企業コンタクトの 2023 年 4 月~12 月実績は計 144 件で、国内 130 件 (うち中小企業 25 件)、海外 14 件である。(昨年同期は計 112 件で、国内 94 件 (うち中小企業 19 件)、海外 18 件)</p>
	<p>(職員に対する周知状況)</p> <p>C) 庁内イントラネットにおける周知</p> <p>庁内イントラネットにおいて、「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の品質に関する文書を特許審査部門全体に周知している。</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目③

実績又は現況	<p>D) 研修等における周知</p> <p>< 研修、説明会 ></p> <p>職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う講義を実施している。研修内容は随時検討し、対象となる審査官の経験年数や役職等に応じて説明する内容を変更する等、充実・改善を図っている。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">研修名</th> <th style="text-align: left;">受講対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査官補コース研修／任期付職員研修</td> <td>審査官補心得／審査官補</td> </tr> <tr> <td>審査官コース前期研修</td> <td>審査官補</td> </tr> <tr> <td>審査官コース後期研修（討論形式）</td> <td>審査官補</td> </tr> <tr> <td>マネジメント能力研修</td> <td>新たに上席審査官となった者</td> </tr> <tr> <td>応用能力研修 2</td> <td>審査官経験 3 年以上の者</td> </tr> <tr> <td>特許審査実務研究</td> <td>入庁 11 年目以降の任期付審査官</td> </tr> <tr> <td>新任管理職（決裁者）向け説明会 （年度途中は人事異動に合わせて随時開催）</td> <td>新たに管理職となった者</td> </tr> <tr> <td>品質管理官向け説明会 （年度途中は人事異動に合わせて随時開催）</td> <td>品質管理官</td> </tr> </tbody> </table> <p>< 品質テスト ></p> <p>「品質ポリシー」に掲げられる審査の品質管理の基本原則や、法令・審査基準、先行技術文献調査等の審査実務に必要な基礎知識の定着、向上に役立てるべく、全審査官を対象に e-ラーニング形式で「品質テスト」を毎年実施している。</p> <p><u>2023 年度は、審査の質についてのユーザー評価調査の結果を踏まえ、ユーザーとのコミュニケーションの際の心構えや留意点を意識し得るような事例検討を含む共通設問を設けた。</u></p>	研修名	受講対象者	審査官補コース研修／任期付職員研修	審査官補心得／審査官補	審査官コース前期研修	審査官補	審査官コース後期研修（討論形式）	審査官補	マネジメント能力研修	新たに上席審査官となった者	応用能力研修 2	審査官経験 3 年以上の者	特許審査実務研究	入庁 11 年目以降の任期付審査官	新任管理職（決裁者）向け説明会 （年度途中は人事異動に合わせて随時開催）	新たに管理職となった者	品質管理官向け説明会 （年度途中は人事異動に合わせて随時開催）	品質管理官
	研修名	受講対象者																	
審査官補コース研修／任期付職員研修	審査官補心得／審査官補																		
審査官コース前期研修	審査官補																		
審査官コース後期研修（討論形式）	審査官補																		
マネジメント能力研修	新たに上席審査官となった者																		
応用能力研修 2	審査官経験 3 年以上の者																		
特許審査実務研究	入庁 11 年目以降の任期付審査官																		
新任管理職（決裁者）向け説明会 （年度途中は人事異動に合わせて随時開催）	新たに管理職となった者																		
品質管理官向け説明会 （年度途中は人事異動に合わせて随時開催）	品質管理官																		
資料の所在	<p>E) 理解度の確認</p> <p>研修では、受講者全員を対象に、講義内容の理解度を確認し、今後の研修内容の改善に繋げることを目的とするアンケートを実施している。当該アンケートでは、4 段階評価と自由記載を通じて、研修内容が着実に理解されているかどうかを把握している。</p> <p>品質テストでは、最新の状況に対応した知識の着実な定着を図るべく、全ての設問中に関連資料等へのリンクを設けて、資料の参照を促す構成としつつ、全問正答を修了要件としている。また、正答率の低い問題については全審査官を対象に改めて解説等を行い、さらに、今後の研修等にも活用すべく、各設問の正答率等の情報を関連部署に共有している。</p> <p>○品質ポリシー（日・英）（上記 A 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/shinsa_policy.html</p> <p>https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/policies.html</p> <p>○品質マニュアル（日・英）（上記 A 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html</p> <p>https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html</p>																		

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目④

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

(特許庁の組織体制、審査の実施体制)

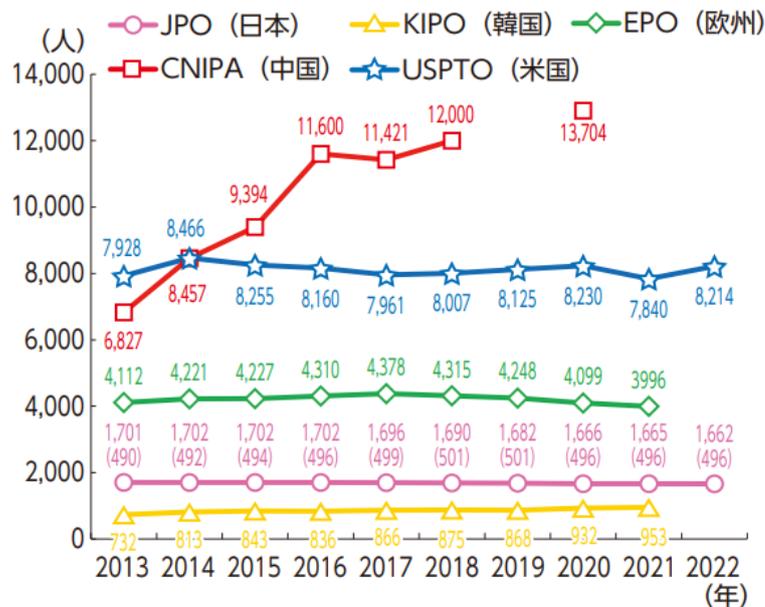
A) 特許庁の組織体制

合計約 1,700 名の審査官により審査が行われている。4 つの部・38 の特許審査室には、管理職が約 130 名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。

B) 審査官の人員配置

特許審査の実施体制の整備・強化を図るために、2023 年度は、42 名の恒常審査官と 11 名の任期付審査官を採用。昨年度と同程度の特許審査官数 1,663 名を確保している。 (推移については、図 1 を参照)

実績又は現況



【図 1】 特許審査官数の推移

(備考) JPO のグラフにおいて、上側は審査官総数、下側括弧内はうち任期付審査官の数。

C) 審査官の育成と評価

< 審査官の育成 >

審査官に昇任するためには、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、審査実務等に関する所定の研修を受講し、試験等に合格する必要がある。審査官に対して、任用後も、①産業財産権に関する国際動向、②法律・審査基準に関する知識、③技術に関する知識、④国際化に対応する語学能力、⑤知的財産活用に関する知識、⑥先行技術文献調査の実務に関する知識、ノウハウ等を習得する、各種研修の受講機会が設けられている。また、審査官の自己研鑽に資するよう、e-ラーニング教材でも提供している。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目④

実績又は現況	<p>特に、③技術に関する知識に関連し、審査官の最新の技術知識の習得を図るべく、2023 年度も、国内外の学会やセミナーへ積極的に参加している。<u>2023 年 4 月～12 月には 122 個の学会・セミナーに延べ 336 人の審査官が参加（昨年同期は 98 個の学会・セミナーに延べ 259 人の審査官が参加）</u>。下半期にかけては、外部講師による技術研修も複数回実施する予定。</p> <p>さらに、「品質ポリシー」に掲げられる審査の品質管理の基本原則や、法令・審査基準、先行技術文献調査等の審査実務に必要な基礎知識の向上に役立てるべく、全審査官を対象に「品質テスト」を毎年実施している。</p> <p>< 審査官の評価 ></p> <p>国家公務員の人事評価制度に従い、審査官も年に一回、審査官や上席審査官といった職制ごとに定められた観点に基づいて能力評価が行われている。加えて半年に一回、審査の質の維持・向上に向けて努力すべく、所属する審査長単位(各審査室)の課室目標に沿った個人目標を設定し、その達成状況に基づいて業績評価が行われている。いずれの評価結果についても、必要に応じて審査官にフィードバックしている。</p>
	<p>D) 先行技術文献調査事業の活用</p> <p>先行技術文献調査事業では、登録調査機関によるサーチの質の維持・向上を図ることを目的として、以下の取組を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (納品された全件について) 審査官によるサーチ結果の評価及び当該評価の登録調査機関へのフィードバック 2. 上記 1. の評価結果に基づく審査長等による当該機関との 4 か月ごとの協議 3. 登録調査機関の選定における、上記 1. の評価結果の考慮 4. 新規の技術分野の調査を行う調査業務実施者に対する、OJT を利用した審査官による直接育成 5. 特許庁で作成した技術分野別のサーチガイドライン等の共有 <p>< 対話型検索外注の形態 ></p> <p>本事業では、審査効率と、審査の質の維持・向上のため、登録調査機関の調査業務実施者が審査官に調査結果を報告する対話型検索外注の納品形態を、2022 年度よりオンライン形式（オンライン対話）を基本として実施している。</p> <p>対話型検索外注の最大の利点である補充検索を残しつつ、テレワークとの親和性を高めるため、口頭での説明を不要とする形態で 2021 年度に導入した「<u>補充型</u>」<u>検索外注について、審査官や案件によっては審査の効率が向上するとの試行結果もあったことから、2023 年度は発注件数の 20%に拡大した（2022 年度は 11%）</u>。</p> <p>2021 年度から試行を実施している<u>登録調査機関からの包袋（検索結果等を含む書類一式）の電子送付について、2022 年度に続き 2023 年度もさらに対象を拡大させ、2023 年度末には全件電子送付の実現を目標としている</u>。ペーパーレス化により働き方の自由度を向上させ、審査業務の効率化を目指す。</p> <p>また、検索外注の品質・効率のさらなる向上を目的として、登録調査機関の調査業務実施者から事前に本願発明の技術内容及び検索方針に関する説明を受けた審査官が適切な検索方向性を指示する「事前指示型」の検索外注を 2023 年度より試行的に導入している。</p> <p>さらに、2023 年度は、検索外注における調査業務実者との共創意識の醸成を図るとともに、調査業務実施者と適切なコミュニケーションをとり理想的な対話を実現すべく、適切な対話例などをまとめた研修動画を作成した。</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目④

<p>実績又は現況</p>	<p><u>加えて、AI 等を用いて検索外注の案件選定・発注業務等の効率化を進めるための調査研究及び登録調査機関における案件管理業務の高度化に関する調査研究を実施している。</u></p> <p>< 外国語特許文献検索 ></p> <p>近年の外国語特許文献割合の増加やその調査の重要性が高まる中で、2023 年度は、検索外注の計画件数約 14.2 万件のうち、英語特許文献検索を約 7.5 万件（計画件数の約 53%）、中韓特許文献検索を約 1.2 万件（計画件数の約 8%）、独語特許文献検索を約 2 千件（計画件数の約 1%）、それぞれ行うことを計画している。また、外国語特許文献検索のリソースを適切に配分するべく、AI 等を活用しつつ、外国語特許文献検索の有効性の高い案件についての検討も行っている。</p> <p>（世界最高水準の審査実施体制の達成状況）</p> <p>E) 先端技術への対応</p> <p>世界最速・最高品質の特許審査の実現のためには、審査実務能力の向上が必須であり、最新の技術知識を習得し、継続して更新していくことが必要である。審査官は学会や展示会等への参加、特許出願技術動向調査、企業との意見交換等を通じて最新の動向を把握するよう努めている。</p> <p>< 学会等への参加 ></p> <p>審査官の最新の技術知識の習得を図るべく、2023 年度も国内外の学会やセミナーへ積極的に参加している。<u>2023 年 4 月～12 月には 122 個の学会・セミナーに延べ 336 人の審査官が参加（昨年同期は 66 個の学会・セミナーに延べ 205 人の審査官が参加）</u>。また、下半期にかけては、外部講師による技術研修も複数回実施する予定。</p> <p>< AI 関連発明への対応 ></p> <p>先端技術に関する効率的かつ高品質な審査を実現するため、AI 関連発明については、当該発明に関する審査環境の整備を担う AI 審査支援チーム（管理職員等と AI 担当官から構成）が担当技術分野を超えて連携し、最新の AI 関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有等を行っている。さらに、AI 担当官は、AI 関連発明に関する審査の“ハブ”として、各審査部の知見を集約し、AI 審査支援チーム外の審査官からの相談に応じることで、効率的かつ高品質な審査の実現に向けた支援を行っている。</p> <p><u>今後、これまで以上に幅広い分野で創作過程における AI の利活用が見込まれること等を視野に、2023 年 10 月より、AI 審査支援チームの AI 担当官を 13 名から 39 名に増員し（各審査室に 1 名ずつ配置）、AI 関連発明に関する相談体制の強化及び一元化を図った。</u></p> <p><u>さらに、第 17 回審査基準専門委員会ワーキンググループ（2023 年 12 月開催）では、生成 AI に関する事例を含む新たな AI 関連技術の審査事例案（10 事例）について審議された。2024 年 3 月末までに新たな 10 事例を「特許・実用新案審査ハンドブック」に追加・公表する予定。</u></p> <p><u>また、2022 年の日米欧中韓の五庁長官会合において、新技術・AI に関する作業ロードマップに基づく初のプロジェクトとして「AI 関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクト」（JPO 提案）の立ち上げに合意し、五庁の法律・審査基準・審査事例等をまとめた比較表の作成を進めてきた。当該比較表は 2023 年 6 月の五庁長官会合での承認後、五庁ウェブページに掲載され、その日本語版（仮訳）を特許庁ホームページに公開した。</u></p> <p>< 特許出願技術動向調査 ></p> <p>最新の技術動向に関する情報の収集のために、<u>2023 年度は、今後の進展が予想される下記 5 つの技術テーマを選定し、特許出願技術動向調査を実施している。調査結果は審査にも活用される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・パッシブ ZEH・ZEB</u> <u>・ドローン</u>
---------------	---

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目④

実績又は現況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全固体電池 ・ ヘルスケアインフォマティクス ・ 量子計算機関連技術 <p>また、GX（グリーン・トランスフォーメーション）に関する技術を俯瞰するために、2022 年度に特許庁が作成した GXTI（グリーン・トランスフォーメーション技術区分表）に基づき、GXTI の技術区分単位で各国の特許出願動向を概括する調査を実施し、報告書を公表した。</p> <p>加えて、2024 年度に特許出願技術動向調査を行う技術テーマ候補として、下記 5 つを選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペロブスカイト太陽電池関連技術 ・ 偏光板関連技術 ・ 可燃性冷媒を用いたシステム（漏洩対策、圧縮機の制御等） ・ mRNA 医薬 ・ メタバース時代に向けた音声・音楽処理 																	
	<p>F) 中長期目標と、世界最高水準の審査実施体制の達成状況</p> <p>2013 年度末に一次審査通知までの期間（FA 期間）は 10.4 か月となり、2004 年に掲げた長期目標を達成。権利化までの期間の短縮を求めるニーズが高まってきたことから、2014 年 3 月に新たな政府目標（2023 年度までの目標）として以下の 2 項目を設定した。</p> <p>① 特許の「権利化までの期間※」（標準審査期間）を「平均 14 か月以内」</p> <p>② 一次審査通知（FA）までの期間を「平均 10 か月以内」</p> <p>※出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。</p> <p>2023 年度はこの政府目標の最終年度であり、達成に向け着実に取組を進めている。特に、出願人の応答から審査官が再度着手するまでの期間を 2021 年度より段階的に縮小し、権利化までの期間の短縮に繋げてきた。2022 年度においては、権利化までの平均期間を 14.7 か月、一次審査通知までの平均期間を 10.0 か月まで短縮した。</p> <p>また、権利化までの平均期間で世界最高水準を維持（図 2 を参照）。</p> <table border="1" data-bbox="248 1451 1465 1637"> <thead> <tr> <th></th> <th>一次審査通知までの期間</th> <th>最終処分期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JPO(日本)</td> <td>10.1か月</td> <td>15.2か月</td> </tr> <tr> <td>USPTO(米国)</td> <td>16.9か月</td> <td>23.3か月</td> </tr> <tr> <td>EPO(欧州)</td> <td>4.8か月</td> <td>23.0か月</td> </tr> <tr> <td>CNIPA(中国)</td> <td>12.5か月</td> <td>18.5か月</td> </tr> <tr> <td>KIPO(韓国)</td> <td>12.2か月</td> <td>16.0か月</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【図 2】五庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」 (JPO 及び USPTO は 2021 年度の平均、他庁は 2021 年の平均)</p>		一次審査通知までの期間	最終処分期間	JPO(日本)	10.1か月	15.2か月	USPTO(米国)	16.9か月	23.3か月	EPO(欧州)	4.8か月	23.0か月	CNIPA(中国)	12.5か月	18.5か月	KIPO(韓国)	12.2か月
	一次審査通知までの期間	最終処分期間																
JPO(日本)	10.1か月	15.2か月																
USPTO(米国)	16.9か月	23.3か月																
EPO(欧州)	4.8か月	23.0か月																
CNIPA(中国)	12.5か月	18.5か月																
KIPO(韓国)	12.2か月	16.0か月																
資料の所在	<p>○人事評価ガイド《制度全般編》（内閣人事局・人事院）（上記 C 関連） https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/r0504_seido_zenpan.pdf</p> <p>○AI 関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクト（上記 E 関連） https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/gochou_ai.html</p> <p>○GXTI に基づく特許情報分析の結果概要（上記 E 関連） https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti/tokkyo-joho-bunseki_chousa-kekka.html</p>																	

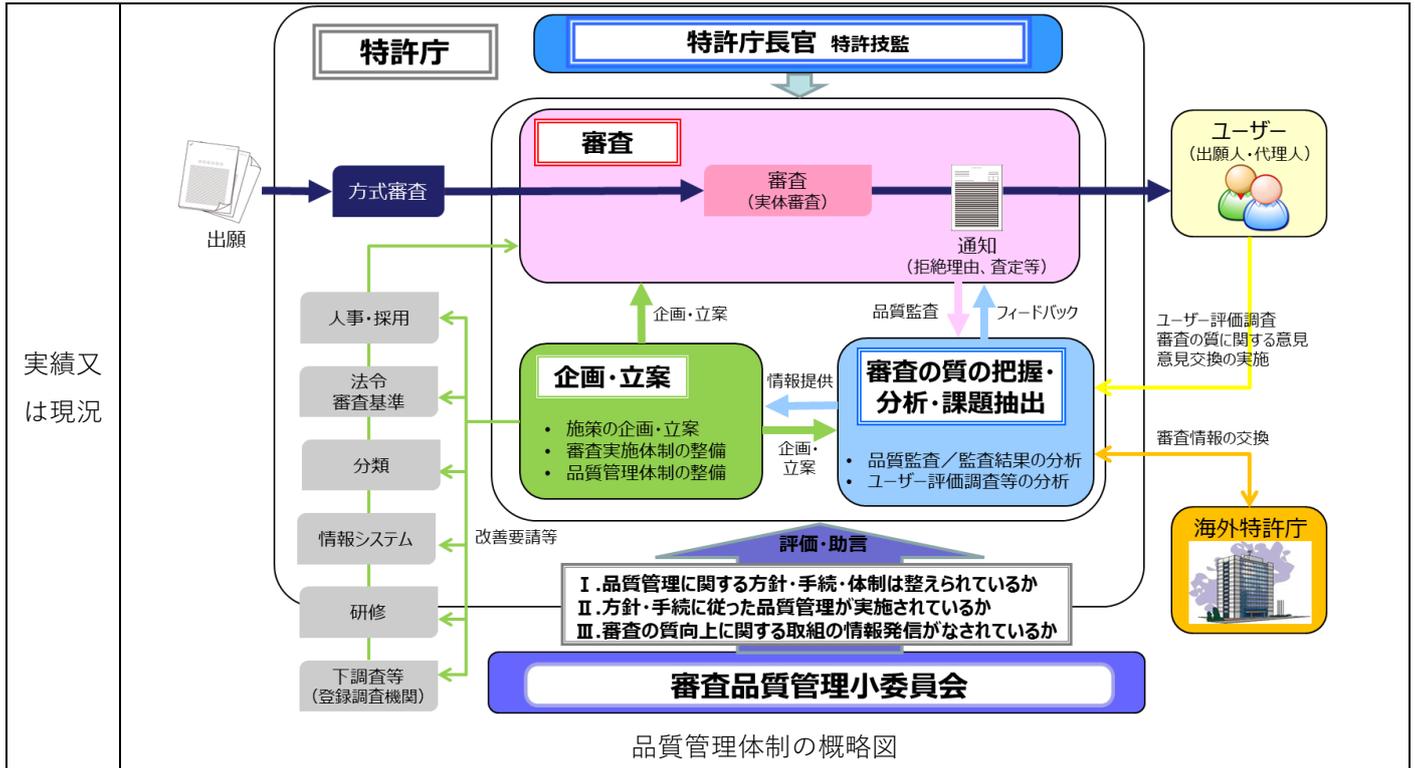
各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑤

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか (2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか ⑤ 品質管理体制
評価の目的及び観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。
実績又は現況	<p>(特許庁の品質管理体制)</p> <p>A) 責任者としての長官・特許技監 審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官と特許技監が責任者となっている。</p> <p>B) 審査業務を実施する各審査部・各審査長単位 各審査部の部長及び各審査部に置かれた審査長のマネジメントの下、審査官が特許審査を行っている。</p> <p>C) 品質関連施策の企画・立案を行う調整課品質管理室 品質管理室は、特許審査の品質管理に関する以下の業務を行っている。 ・ 審査部・審査長単位が実施する施策（協議、決裁、審判情報の活用等）の企画・立案 ・ 品質関連施策（ユーザー評価調査等）の企画・立案 ・ 品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート（審査の質に関する各種データの収集等） 品質管理室職員 5 名、調査員（品質管理補助）21 名の体制で、分析・評価をサポートするための各種ツールを内製し、効率的・効果的な分析を行っている。</p> <p>D) 審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会 品質管理庁内委員会は、審査長等の管理職から選ばれた委員長と、各審査部 3 名の委員の合計 13 名から構成され、各審査部・各審査長単位に対して第三者的な立場から以下の業務を行っている。 ・ 品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等のデータの分析・評価 ・ 上記分析・評価により明確化された課題の報告 ・ 品質監査に関するデータや分析結果の各審査部・各審査長単位へのフィードバック ・ 調整課品質管理室が企画・立案する各種施策に対する助言</p> <p>E) 審査の質の管理を行う品質管理官 品質管理官（総括担当、技術単位担当）は、担当する技術分野における高度な知識や判断力を有する管理職経験者又は審査官から選任され、審査の質の管理のため、それぞれ以下の業務を行っている。 ①品質管理官（総括担当）4 名： 各審査部内の案件を横断的に担当し、フルタイムで拒絶理由の論理構成及び起案の的確性を中心とした、サーチを実施しない品質監査を行う。効率的な監査の実施のため、監査業務の下準備を行う調査員（品質監査補助）16 名を配置している。 ②品質管理官（技術単位担当）91 名： より専門的に各技術単位の案件を担当し、審査業務を含む全業務のうち約 30%を品質管理官としての業務に充て、サーチも含めた品質監査を行う。 品質監査の結果は、各審査部・各審査長単位の管理職や審査官にフィードバックしている。また、品質管理官業務におけるテレワーク体制を整備し、未公開案件に関する業務を除き、テレワークが可能となっている。</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑤



各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑥

<p>評価項目名</p>	<p>II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑥ 品質向上のための取組</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。</p>
<p>実績又は現況</p>	<p>特許庁では、各年度の終わりに翌年度に実施をするべき特許審査の取組を、審査の処理、検索等の審査周辺システムの整備、法令の適用や審査基準の運用、品質管理、人材育成等の各観点から計画し、各取組について、上半期終了時にその実施状況を検証して課題を明らかにし、必要があれば取組の修正を行っている。そして、年度末には最終的な達成状況を評価し、評価結果は翌年度の取組の策定に活用している。また、各審査部における審査の取組についてのレビューも実施し、各審査部における品質向上のための取組を庁内で共有している。</p> <p>以下、2023年度に計画し、実施している特許審査の品質向上のための取組のうち、主なものを示す。</p> <p>A) 決裁</p> <p>決裁者は、審査官が作成した拒絶理由通知等に係る書面の「全件」について、実体面及び形式面の両方からチェックを行っており、決裁におけるチェック手順は「特許審査における決裁のガイドライン」として内部文書に定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決裁者は、決裁時において起案内容に疑義がある場合には、審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば差戻しを行い、再起案させるとともに指導を行っている。 ・品質管理室は、審査官へ差戻しを行った案件について審査官への指摘事項に関する情報を蓄積し、管理職に当該情報を提供している。 ・品質管理室は、新たに決裁を行う新任管理職等を対象として、決裁時に留意すべきポイントについての説明会を実施している。（評価項目③のDを参照） <p>なお、2023年度は、審査の運用の変更（先行技術文献調査結果を用いた出願人への要請の廃止）に伴い、上記ガイドラインを改訂した。</p> <p>B) 決裁前のチェック</p> <p>決裁者の決裁を補完するため、以下のような決裁前のチェックを実施し、各審査部・審査室における質の保証を図っている。</p> <p>①技術情報管理官によるチェック</p> <p>特許査定、国際調査及び国際予備審査における起案書の全件について、技術情報管理官（担当技術分野の分類やPCT出願の処理に精通した審査官から選任されるチェック者）が、起案書に記載されたサーチ範囲、付与分類の妥当性及び形式的不備のチェックを行っている。</p> <p>②品質管理官（技術単位担当）によるチェック</p> <p>決裁時に特にチェックが必要と管理職が判断した案件について、サーチ、判断の妥当性及び起案の明確性等について精査を行っている。さらに、チェック結果のフィードバックを通じて、サーチや判断を含む審査の質全般に関する情報提供が担当審査官に対してなされている。</p> <p>③グループ長によるチェック</p> <p>拒絶理由については、必要に応じてグループ長が起案書に記載されたサーチ範囲や判断の妥当性、起案の明確性のチェックを行っている。</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑥

実績又は現況	<p>上記②品質管理官（技術単位担当）によるチェックにおいては、<u>2023 年度も引き続き、前年度の品質監査の結果を踏まえ、特許査定のみならず、各審査長単位でサーチ結果に対する不備等を指摘される割合が比較的高かった起案種別を主な対象にチェックを実施する等、個々の課題に応じたきめ細かな形態とし、2023 年 4 月～12 月に 1,712 件実施した（昨年同期 1,759 件）。</u></p>
	<p>C) 審査官間の協議を通じた知識共有</p> <p>判断基準や検索範囲が適切か否かを確認し、審査官相互の知識を共有するとともに、審査官間の判断の均質性を高めることを目的に、審査官同士が意見交換を行う「協議」を実施している。協議には、①審査官が自発的に行う協議、②定められた案件数を対象として行う PCT 等協議、③協議者と被協議者が並行してサーチを行う形態の協議、④所定の条件を満たす案件を対象として行う必須協議があり、それぞれの協議により共有されたサーチノウハウ等については、FI ハンドブックや庁内イントラネットを通じて組織的に情報の共有を図っている。</p> <p>効果的かつ効率的に審査官同士の協議を行うためのポイント等をまとめた参考資料として令和元年度に作成し、審査官に周知した「協議の手引」を引き続き活用し、審査官同士の活発な議論・情報交換を推奨することとしている。</p> <p><u>2023 年 4 月～12 月に、全体で 18,126 件の協議が実施された（昨年同期 18,144 件）。</u></p> <p>①審査官が自発的に行う協議</p> <p><u>2023 年 4 月～12 月に、14,405 件の協議が実施された（昨年同期 14,611 件）。</u></p> <p>②定められた案件数を対象として行う PCT 等協議</p> <p>審査官が PCT 出願等について、一定の件数の協議を行うことを義務として実施するもの。PCT 等協議の実効性・効率性を高めるため、2022 年度より、豊富な知識・経験等を有する年次の高い審査官については、他の審査官が実施する協議に被協議者の立場で参加し、積極的に助言や知見の提供を行うとともに、効果的なサーチスタイルの観点を含め、協議参加者が相互に知見の共有を行う形態に変更した。</p> <p><u>2023 年 4 月～12 月には 1,112 件の PCT 等協議が実施され（昨年同期 1,014 件）、各協議における被協議者の参加人数は、1 人が 719 件、2 人が 342 件、3 人が 51 件（昨年同期：1 人が 633 件、2 人が 343 件、3 人が 38 件）であり、また、当該協議後のチェックシートの結果によれば、90%の案件（昨年同期 88%）において、協議で新たな知見・助言が得られたとの回答があった。</u></p> <p>③協議者と被協議者が並行してサーチを行う形態の協議</p> <p>担当技術分野における高い知識や判断力を有する審査官を被協議者とし、かつ、当該被協議者が実際にサーチを行った上で、その結果を踏まえて協議者にアドバイスを行う形態の協議である。</p> <p><u>2023 年 4 月～12 月に 733 件の協議が実施された（昨年同期 745 件）。</u></p> <p>④所定の条件を満たす案件を対象として行う必須協議</p> <p>2023 年度は主に以下の案件が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日米協働調査試行プログラムの案件（全件） ・外国出願人を含む英語 PCT 出願（全件） ・異動者・審査官新規昇任者が審査する案件（該当者が審査する案件のうち所定割合の案件） ・事業戦略対応まとめ審査の対象となる案件（全件） ・データ関連クレームを含む案件を特許査定する場合（全件）

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑥

実績又は現況	<p>D) サーチガイドライン及び庁内イントラネット等を活用した知識共有</p> <p>新規分野担当者の早期立ち上げ等に技術分野ごとにサーチガイドラインを活用し、同じ技術分野を担当する審査官の間で当該技術分野のサーチに必要な最低限の知識や考え方を共有している。また、協議等で得られた共有すべきノウハウは適宜庁内イントラネットに書き込むことで、経験豊富な審査官の知識を含む技術分野ごとのサーチ知識の共有を図っている。</p> <p><u>また、世界の文献数が増加する中、サーチ品質を維持するためには、効率的なサーチスタイルへの変革が急務であり、2022 年度に引き続き、2023 年度も技術分野ごとにサーチスタイルに関するディスカッションを行い、その技術分野に応じた効率的なサーチスタイルの知見共有を図った。</u></p>						
	<p>E) 面接・電話対応の充実</p> <p>出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めている。企業コンタクト等の機会等で積極的に面接審査の利用を促すとともに、対面での面接審査が実施しにくい状況においてはオンラインでの面接審査も推奨している。2022 年度には、テレワーク中の審査官との電話連絡やオンライン面接の手続等について紹介するリーフレット「DX 時代における特許審査官とのコミュニケーション」を公表する等、審査官とのコミュニケーションのハードルを下げることを目指している。</p> <p>2021 年度にテレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡をするための手段を新設した後、折り返しを義務化するなど各種運用整理を行っている。<u>2023 年 4 月～12 月においてテレワーク中の審査官による当該手段を用いた電話連絡は 9,580 回実施された（去年同期 12,514 回）。</u></p> <p><u>さらに、令和 5 年度審査の質についてのユーザー評価調査の際に寄せられた「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」関連の意見を踏まえつつ、ユーザーとの適切なコミュニケーションを図るため、審査官に対して面接・電話対応における留意すべき点を改めて周知した。また、コミュニケーションについてのユーザー満足度向上に向けた対応策の検討を行った。その一環で、面接・電話対応の更なる改善・充実化を目指して、2024 年 1 月からユーザーに個々の面接・電話対応についての印象やご意見を聴取し、審査官へフィードバックする形態のユーザーアンケートを試行している。</u></p> <p>2023 年 4 月～12 月の面接・電話対応等の実績は以下の通り。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><u>①面接審査</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1,607 件（去年同期 1,288 件）</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">うち出張面接、オンライン面接審査</td> <td style="text-align: right;">876 件（去年同期 908 件）</td> </tr> <tr> <td><u>②電話等による対応（対応記録作成件数）</u></td> <td style="text-align: right;"><u>15,275 件（去年同期 14,503 件）</u></td> </tr> </table>	<u>①面接審査</u>	<u>1,607 件（去年同期 1,288 件）</u>	うち出張面接、オンライン面接審査	876 件（去年同期 908 件）	<u>②電話等による対応（対応記録作成件数）</u>	<u>15,275 件（去年同期 14,503 件）</u>
	<u>①面接審査</u>	<u>1,607 件（去年同期 1,288 件）</u>					
うち出張面接、オンライン面接審査	876 件（去年同期 908 件）						
<u>②電話等による対応（対応記録作成件数）</u>	<u>15,275 件（去年同期 14,503 件）</u>						
<p><特許庁が達成すべき目標について>（2022 年度の審査の質に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を 65%以上」とする。”と定められている。<u>2023 年度ユーザー評価（2022 年度の審査が評価対象）の結果は 65.5%で、目標を達成した。</u> ・“出願人の求めに応じて、原則、100%面接を実施する。”と定められている。<u>2023 年 4 月～12 月には 1,607 件の面接審査を行った（去年同期 1,288 件）。</u> 							

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑥

実績又は現況	<p>F) 企業のニーズに合わせた支援</p> <p>資金調達のサイクル等、事業のスピードが早いスタートアップが戦略的に特許権を取得して活用できるようにするため、2018 年度から特許審査に関するスタートアップ支援策を実施している。2023 年 4 月～12 月で、スタートアップ対応面接活用早期審査を 18 件（昨年同期 23 件）、スタートアップ対応スーパー早期審査を 342 件（昨年同期 330 件）実施。また、審査段階における審査官によるスタートアップへのプッシュ型支援の令和 6 年度からの実施に向けて、検討を進めている。</p> <p>また、知的財産を群として取得し活用する企業の事業戦略を支援するため、2013 年から複数の出願を対象として審査着手のスケジュールを調整しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査を実施している。2023 年 4 月～12 月で 19 事業（昨年同期 6 事業）の申請がなされ、224 件（昨年同期 49 件）の特許出願が当該施策の対象となっている。</p> <p>さらに、近畿地域の中堅・中小企業、スタートアップの知的財産を活用した事業展開やビジネスの成長を地域の支援機関等とも連携をしながら後押しするため、2017 年 7 月に大阪に開設した INPIT 近畿統括本部（INPIT-KANSAI）では、（1）知的財産に関する高度・専門的な支援、（2）高度検索用端末による産業財産権情報の提供、（3）出張面接審査・オンライン面接審査の場の提供といった多面的な支援を実施している。INPIT-KANSAI を活用した出張面接、オンライン面接審査を 2023 年 4 月～12 月で 64 件実施（昨年同期 21 件）。</p>
	<p>G) 外国特許文献サーチ等の拡充</p> <p>管理職が選定した技術分野においては、特許査定をする前に少なくとも 1 度は外国特許文献調査を行う取組を行っている。</p> <p>外国特許文献については、審査官が利用する検索システムにおいて、米国、欧州及び WIPO の英語特許文献、中韓の特許文献について、日本語機械翻訳文を蓄積し、日本語での検索及びスクリーニングを可能としている。また、米国、欧州、WIPO、独国、中国及び韓国の日本語機械翻訳文に基づいて、AI を活用して機械的に分類等を付与し、外国特許文献調査において利用可能としている。さらに、検索外注においても、約 5 割の案件で外国特許文献検索を実施する等、外国特許文献調査を着実に実施している（評価項目④の D を参照）。</p> <p>非特許文献については、2 つの庁内 DB のほか、一つの庁内イントラネットからまとめてアクセス可能な約 10 の検索系・約 30 の文献取得系・3 つの辞書系の商用 DB で検索可能としている。</p> <p><u>サーチ関連ツールの開発、充実化を図ることでサーチの質向上に取り組むとともに、ツールの機能や操作方法、実際の活用例などをまとめた研修動画を活用し、審査官の知識向上とツールへの習熟を図っている。</u></p>
	<p>H) 拒絶理由通知書等の起案の質向上に向けた取組</p> <p>分かりやすく統一された記載様式に沿った拒絶理由通知書等を発送するために、「拒絶理由通知書等の記載様式の要点」を定め、審査官に周知するとともに外部に公表している。<u>また、2021 年 2 月にとりまとめられた基本問題小委員会報告書において、起案のイノベーション（分かりやすい起案形式の整備等）を進めるべきことが示されたことを受け、2023 年度は共創の観点からユーザー・審査官からの意見聴取等を行いながら、分かりやすい起案形式の検討を行っている。</u></p> <p>審査官が自身の起案の瑕疵等を発見、修正を行うことを可能とするために、特許審査、国際調査それぞれにおいて、拒絶理由通知等の記載様式に従っていない記載や形式的な瑕疵等を検出する起案支援ツールを提供するとともに、審査官に当該ツールの使用徹底を周知している。</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑥

<p>実績又は現況</p>	<p>I) 品質関連情報の審査官への提供</p> <p>各審査官の自主的な審査の質の把握、向上のための参考情報として、以下の品質関連情報を収集し、審査官に提供している。</p> <p>1. 審査に関する統計データ</p> <p>審査に関する各種統計データ（①即特許（拒絶理由通知を行うことなく特許査定となる）率、②拒絶理由（新規性、進歩性、記載不備等）ごとの拒絶理由通知率等）を毎月 1 回程度更新し、審査官に提供している。各審査官は、審査の判断の均質性等を高める観点から、これを利用することができる。</p> <p><u>2023 年度は、品質関連の統計データ等の情報活用による審査能力の向上を目指し、提供データの拡充やデータの活用方法等について検討を進めている。</u></p> <p>2. 審判に関する統計データ</p> <p>審判に関する各種統計データ（①審判請求情報や審決情報を含む審判関連データを毎月 1 回、②拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを半期に 1 回、③特許異議申立制度に関する情報を毎月 1 回）を収集・分析して、審査長単位に提供している。審査長等は必要に応じてこれらのデータを審査官へ提供するとともに指導を行い、各審査官は、自らの審査の現状・改善点の把握にこれを利用することができる。</p> <p>また、審判部と特許審査部門の間では、審査の質の維持・向上のため、審査と審判で結論が異なる事件を中心に、特許審査部門へのフィードバックを随時行っている。</p>
	<p>J) 検索インデックスの適切な付与</p> <p>的確なサーチを行うため、登録調査機関等を活用し、受理した全出願に適切な検索インデックス（FI 及び F ターム）を付与している。審査官は、登録調査機関等が付与した検索インデックスをチェックし、必要に応じて改善すべき点をフィードバックする等、付与精度の維持に努めている。</p> <p>また、外国文献への検索インデックスの付与、内国文献の再解析には AI 技術が活用されており、新手法の適用により更なる精度向上を図っている。</p>
	<p>K) 海外知財庁審査官との連携・調和</p> <p>特許庁は、海外知財庁審査官との審査官協議を実施し、互いの先行技術文献調査の手法や審査実務等についての議論を通じて、信頼感を醸成し相互理解を深化させ、先行技術調査結果・審査結果の相互利用等の推進を図っている。審査室より、若手も含めた審査官が参加し、特定の技術分野において実案件を使用した協議を行っており、協議の知見共有や事例収集により国際的な審査の均質性向上に資することが期待される。</p> <p><u>2023 年 4 月～12 月において、海外 5 つの国・地域の知財庁（ドイツ、中国、欧州、韓国、台湾）との審査官協議が実施された（このうち、中国、欧州、韓国、台湾との審査官協議は対面で実施）。</u></p>
<p>資料の所在</p>	<p>○DX 時代における特許審査官とのコミュニケーション（上記 E 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/tokkyo_communication.pdf</p> <p>○拒絶理由通知書等の記載様式に関する取組について（上記 H 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/kyozetsu_kisaiyoushiki.html</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑦

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑦ 品質検証のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実績又は現況	<p>⑥の冒頭に示すように、特許庁では、各年度の終わりに、翌年度に実施をするべき特許審査の取組を計画し、計画した各取組について、上半期終了後にその実施状況を検証して課題を明らかにし、必要があれば取組の修正を行っている。そして、年度末には最終的な達成状況を評価し、評価結果は翌年度の取組の策定に活用している。</p> <p>以下、2023 年度に計画し、実施されている特許審査の取組のうち、品質検証に関連する主な取組を示す。</p>
	<p>A) 品質監査</p> <p>品質監査では、法令・審査基準等の指針に則した統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した審査が行われているか等、審査官による全審査プロセスが、品質管理官により検証される。詳細な手続は「品質監査ガイドライン」として内部文書で定めている。</p> <p>品質監査の対象案件は、最初の拒絶理由通知、最後の拒絶理由通知、拒絶査定、FA 特許査定、SA 以降特許査定、国際調査報告及び国際調査機関の見解書、それぞれ 500 件（計 3,000 件）程度とし、各審査室から無作為に抽出して分析している。</p> <p>サーチ履歴等を含む品質監査の結果は、対象案件の決裁をした審査長等を通じて担当審査官にフィードバックし、審査長等は当該結果を審査官の指導等、審査の質の向上に活用している。品質監査の結果によって対象案件の登録調査機関による先行技術文献調査の評価が変わる場合には、その結果を評価に反映させ、登録調査機関による先行技術文献調査の改善にも活用できるようにしている。</p> <p>随時更新される監査結果情報は管理職へ提供し、各審査部・審査室における審査の質に関する状況や課題を管理職が把握できるようにしている。</p>
	<p>B) 部分監査</p> <p>部分監査では、拒絶理由通知の起案書における形式的瑕疵（請求項番号や引用文献の引用番号の誤記等）の発生状況の把握とその抑制を目的に、調整課品質管理室により起案書の一部が無作為抽出され、検証される。部分監査の結果は総合的に分析され、審査長単位等に提供されるとともに、典型的な形式的瑕疵を類型化し、審査官用の起案支援ツールに取り込む等の改善を随時行っている。</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑦

実績又は現況	<p>C) 審査の質についてのユーザー評価調査</p> <p>審査の質の現状や審査の質に対するユーザーのニーズを把握し、施策・取組を改善することを目的として、2012 年度から審査の質についてのユーザー評価調査を実施している。調査を通じて寄せられた個別の案件に対する不満等は庁内で分析するとともに、回答者の同意の下、担当審査官へフィードバックし、審査の質の向上に役立てている。</p> <p>2023 年度の調査は 5 月～6 月に実施し、回答率は約 80%であった（調査対象 745 者中 592 者）。</p> <p>国内出願における特許審査全般の質についての評価（全体評価）は、「普通」以上の評価の割合が 96.6%（昨年度調査では 95.7%）、上位評価割合（「満足」・「比較的満足」の評価の割合）が 61.1%（同 61.3%）。PCT 出願における国際調査等全般の質についての評価（全体評価）は、「普通」以上の評価の割合が 97.1%（同 97.5%）、上位評価割合が 63.7%（同 59.0%）であった。</p> <p>自由記入欄では、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」についての意見が特に多く寄せられ、審査官に対して面接・電話応対において留意すべき点を周知した。また、調査結果の分析を踏まえ、個別評価のうち「判断の均質性」、「第 29 条第 2 項（進歩性）の判断の均質性」、「国際調査等における判断の均質性」が、全体評価への影響が大きく、相対的な評価が低いことから、優先的に取り組むべき項目（優先項目）と設定し、全審査官に協議の活用等を促した。</p> <p>なお、2021、2022 年度に実施した不満回答者へのフォローアップ調査の結果により、ユーザー側が不満を感じるような対応や案件が 1 件でも存在すると、低評価となり得ることが確認されたことから、2023 年度のユーザー評価調査では、このような不満等の評価の背景となる具体的な個別の事例が、評価と同時に聴取可能となるよう設問等の見直しを行い、例年以上の件数の事例を収集した。</p> <p>また、審査の質についての課題を分析・抽出することを目的として、2022 年度に実施した審査官向けアンケート調査の結果を基に、ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識との乖離の分析等を行い、審査の質についての課題の把握、対策の検討を進めた。</p>
	<p>D) ユーザー等との意見交換</p> <p>企業コンタクトや、知財関連団体及び代理人団体との定期意見交換会の場で、特許庁における品質管理関連施策がどのような効果をもたらしているか等についてヒアリングを行い、審査の質の検証のための材料としている。</p> <p>企業コンタクトの 2023 年 4 月～12 月実績は計 144 件で、国内 130 件（うち中小企業 25 件）、海外 14 件、開催形式は対面 135 件、オンライン 9 件である（昨年同期は計 112 件で、国内 94 件（うち中小企業 19 件）、海外 18 件、開催形式は対面 71 件、オンライン 41 件）。</p> <p>また、知財関連団体、代理人団体との審査の質に関する意見交換会を、2023 年 3 月、9 月に計 4 件開催した。特に 9 月の意見交換会では、ユーザーの声に耳を傾けながら、審査の質を測る指標の改善に向けた検討を進めるべく、特許審査の質を測る指標をテーマにディスカッションを行った。</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑦

<p>実績又は現況</p>	<p>E) 審査の質の向上のためのホームページでの意見受付</p> <p>電話、電子メール等での意見受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的に、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を今年で実施している。</p> <p>意見受付により何らかの不備の存在を把握した個別の案件については、当該不備が生じた主たる原因等の分析を行うとともに、分析した事例を取りまとめ、その予防策の検討に活用している。また、受け付けた意見については、回答者の同意の下、担当審査官へフィードバックしている。</p> <p>2023年4月~12月に特許庁ホームページ、電子メール、電話等から受け付けた意見は21件（昨年同期29件）で、うち、法規・基準に沿った審査でないとの意見が5件（同13件）、ユーザーコミュニケーションに関する意見が3件（同11件）、審査の均質性に関する意見が1件（同2件）、技術専門性に関する意見が2件（同2件）、特許庁の品質管理施策に関する意見が2件（同1件）あった。庁側の対応が不適切と確認されたものについては、回答者の同意の下、担当審査官への注意喚起や是正等の対応を行った。</p>
<p>資料の所在</p>	<p>○審査の質についてのユーザー評価調査報告書（上記C関連） https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/index.html</p> <p>○審査の質の向上のための御意見受付（上記E関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/hinshitsu-iken.html</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑧

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
評価の目的及び観点	⑧ 審査の質の分析・課題抽出 審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。

(分析方法)

審査の質（審査手法、審査判断、拒絶理由通知等の記載内容等）を総合的な視点から分析及び課題抽出するため、「審査→決裁→発送→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれの課題を抽出している。

品質管理室
調整課
庁内委員会
品質管理官

分析・課題抽出

実績又は現況

* 審判関連データの分析は審査室単位で実施

(特許庁内部での評価に基づく分析)

A) 決裁及び決裁前のチェックを通じた分析

評価項目⑥の取組A及びBに関連し、統一的な基準・観点から起案書のチェックを行うために、ガイドラインを適時改訂するとともに、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報を蓄積することで、典型的な誤りについての分析をしている。また、決裁時に特にチェックが必要と管理職が判断した案件について行われた決裁前チェックの結果は分析し、その有効性を検証している。

[分析から抽出された課題]

2022年度の決裁前のチェック結果の分析を行った結果、特許査定[○]の精査の結果において問題が指摘された案件の多くでサーチ漏れが指摘されており、質の高い審査のため、サーチの質向上が課題として抽出された。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑧

実績又は現況	<p>B) 協議の記録を通じた分析</p> <p>評価項目⑥の取組 C に関連し、審査官が PCT 等協議の際に使用したチェックシートの結果情報から、審査プロセスにおける課題の所在を分析し、また、当該分析に基づき、協議の仕方についての課題を抽出している。</p> <p>[分析から抽出された課題]</p> <p>2022 年度のチェックシートの結果情報では、協議対象となる案件の半数近くがサーチの方針策定の困難性や対比・判断の困難性という観点から選ばれており、協議を通じたサーチや対比・判断に関する知見共有の促進が課題として抽出された。</p> <p>また、従来、年次の高い審査官ほど自身の担当案件について協議を行うことによる効果を得られていないと感じる傾向が見られたことを踏まえ、2022 年度より、年次の高い審査官が、他の審査官が担当する案件の協議に被協議者として参加し、積極的に助言や知見の提供を行うとともに、協議参加者全員が相互に知見の共有を行う形式での協議を実施している。2023 年 4 月~12 月においては、90%の案件（昨年同期 88%）において新たな知見・助言が得られたとの回答があった。</p>
	<p>C) 品質監査を通じた分析</p> <p>評価項目⑦の取組 A に関連し、審査の質を全体的に把握する観点から、主要な起案種別（最初・最後拒絶理由通知、特許査定、拒絶査定及び国際調査報告）ごとに監査を行うことで、起案種別ごとの課題を分析している。また、品質管理官（総括担当）及び品質管理官（技術単位担当）が作成した品質監査に関するレポートにより、各審査部及び各技術単位における質に関する課題を抽出できるようにしている。</p> <p>[分析から抽出された課題]</p> <p>2022 年度の品質監査の結果及び品質監査に関するレポートでは、PCT、最初の拒絶理由通知、拒絶査定において、その他の起案種別よりも問題点が多く指摘されており、その要因として「認定・判断の誤り」と「サーチ漏れ」が主に挙げられていた。また、特許査定においても、不備の主な要因として「サーチ漏れ」が挙げられていた。質の高い審査のため、サーチや認定・判断が課題として抽出された。</p> <p>2023 年度 12 月時点の品質監査の結果では、最後の拒絶理由通知以外は改善傾向を示しているものの、依然としてサーチや認定・判断が課題として抽出された。</p>
	<p>D) 部分監査を通じた分析</p> <p>評価項目⑦の取組 B に関連し、起案書における形式的瑕疵について、典型的な誤りを類型化し、それをもとにチェックを実施している。</p> <p>[分析から抽出された課題]</p> <p>部分監査の結果を踏まえて、典型的な形式的瑕疵を類型化し、起案支援ツールに取り込む等の改善を行っている。2022 年度の部分監査では、起案支援ツールによる検出が困難な形式的瑕疵が大半であったものの、当該ツールの使用が形式的瑕疵の抑止に一定の効果を与えたと考えられることから、その使用の徹底を図りつつ、継続的な改善が必要であるとの課題が見出された。</p>
	<p>E) 内外乖離案件、内々乖離案件等の分析</p> <p>特許庁では、特許庁と他庁に共通して出願されたものであって、特許庁と他庁とで審査結果が異なった出願を対象とし、他庁との審査結果の相違（内外乖離）に関する要因の分析を行っている。また、国際調査報告及び国内出願の特許審査の双方を特許庁が行ったにも関わらず、サーチ・審査結果の相違（内々乖離）がある出願等について、その要因の分析を行っている。</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑧

実績又は現況	<p>[分析から抽出された課題]</p> <p>2022 年度の内外乖離案件の分析では、他庁の国内段階において新規性・進歩性を否定する文献が提示されている要因として、国際段階でのサーチ不足が挙げられた。また、内々乖離分析では、国内出願の審査において新たな文献が追加されたケースが多く見られ、国際段階でのサーチ漏れ防止と適切な認定・判断の重要性が改めて確認された。</p> <p>2022 年度の内外乖離案件及び内々乖離案件の分析により、質の高い審査のため、サーチ及び認定・判断の質向上が改めて課題として抽出された。</p>
	<p>F) 審判関連データの分析</p> <p>審判請求や特許異議の申立に関する情報や審決情報を含む審判関連データ及び拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを収集し、審査長単位に提供している。審査長単位では、対応部門との意見交換会も活用しつつ審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析を行い、特許審査の現状・改善すべき点を把握している。</p> <p>[分析から抽出された課題]</p> <p>2023 年度 4 月～10 月の異議申立等の際に引用された文献データ等の分析からは、サーチノウハウの共有等により引き続き審査官のサーチ能力を向上させる必要があるとの課題が抽出された。</p>
	<p>(特許庁外部での評価に基づく分析)</p> <p>G) ユーザー評価調査結果の分析</p> <p>評価項目⑦の取組 D に関連し、ユーザー評価調査結果の分析では、回収した調査票をもとに統計的な処理を行い、ユーザーによる審査の質の評価を分析している。特に、改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別の評価観点に対する評価と、当該観点の評価と全体評価との相関係数とを求め、評価と相関係数の散布図を使用して、相対的に評価が低い観点や相関係数が高い観点を抽出して分析している。また、調査を通じて寄せられた個別の案件に対する不満等は庁内で分析するとともに、回答者の同意の下、担当審査官へフィードバックし、審査の質の向上に役立てている。</p> <p>なお、過去のフォローアップ調査（2021 年度は不満回答者との意見交換会（23 者）、2022 年度は不満回答者等を対象としたオンラインアンケート形式での調査（35 者））の結果から、ユーザー側が不満を感じるような対応や案件が 1 件でも存在すると、低評価となり得ることが確認された。これを受け、2023 年度は、このような不満等の評価の背景となる具体的な個別事例の聴取が、評価と同時に可能となるよう設問等の見直しを行い、例年以上の件数の事例を収集した。</p> <p>[分析から抽出された課題]</p> <p>2023 年度調査の結果、各個別評価では昨年度調査の結果から大きな変化は見られなかった。一方、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」について、昨年度に引き続き多くの意見が寄せられたことから、当該意見を含めた面接・電話対応における留意すべき点を遵守し、引き続き面接ガイドラインに沿った適切な意思疎通を行っていく必要があるとの課題が抽出された。また、改善のための取組が必要な観点の分析の結果、優先的に取り組むべき項目は「判断の均質性」、「第 29 条第 2 項（進歩性）の判断の均質性」、「国際調査等における判断の均質性」と設定され、協議の活用等により引き続き審査官間の判断の均質性を高めていく必要があるとの課題が抽出された。</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑨

<p>評価項目名</p>	<p>II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (2) 継続的改善が適切に実施されているか ⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。</p>
<p>実績又は現況</p>	<p>(①～②の改善状況) 品質ポリシー及び品質マニュアル並びにその他品質管理のための具体的な手順を示す文書等について、随時利用可能に提供し、適切な管理を継続した。 2023 年度の主な改訂は以下の通り。 < 審査基準、審査ハンドブック、PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック > 法令の改正・運用の変更に伴う形式的な改訂を行った。 ・ 特許権等の権利回復の要件が変更されたこと等に伴うもの（審査基準・審査ハンドブック：2023 年 3 月改訂） ・ 特許メモの作成終了に伴うもの（審査ハンドブック：2023 年 6 月改訂） ・ 申請手続のデジタル化に伴うもの（審査基準：2023 年 12 月改訂） ・ 配列表記の新標準 ST.26 に国際調査及び国際予備審査で作成される書類様式を対応させるもの（PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック：2024 年 1 月改訂） < 面接ガイドライン【特許審査編】 > 面接依頼時の運用の明確化等を目的とする改訂を行った。 ・ 急ぎの面接を希望する場合の代理人等による連絡方法等の追記（2023 年 8 月改訂） ・ 出張面接の実施場所の制限緩和／電子メールによる面接依頼等を可とする改訂（2024 年 1 月改訂）</p> <p>(③の改善状況) 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表、研修等を通じた職員に対する周知について、昨年度と同様の取組を継続して実施した。特に、全審査官を対象に e-ラーニング形式で毎年実施している「品質テスト」において、2023 年度は、審査の質についてのユーザー評価調査の結果を踏まえ、ユーザーとのコミュニケーションの際の心構えや留意点を意識し得るような事例検討を含む共通設問を設けた。</p> <p>(④の改善状況) < 審査実施体制 > 2023 年度は、42 名の恒常審査官と 11 名の任期付審査官を採用。昨年度と同程度の特許審査官数 1,663 名を確保している。 < 先行技術文献調査事業の活用 > 登録調査機関の活用によりサーチの質の維持・向上を図ることを目的として、昨年度と同様の取組を継続して実施した。 2021 年度に導入した「補充型」検索外注について、2023 年度は発注件数の 20%に拡大した（昨年度は発注件数の 11%）。さらに、2021 年度から試行を実施している登録調査機関からの包袋（検索結果等を含む書類一式）の電子送付について、年度末までの全件電子送付実現を目標とし 2023 年度もさらに対象を拡大させた。</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑨

また、AI 等を用いて検索外注の案件選定・発注業務等の効率化を進めるための調査研究及び登録調査機関における案件管理業務の高度化に関する調査研究を実施している。

<先端技術への対応>

審査官の最新の技術知識の習得を図るべく、2023 年度も国内外の学会やセミナーへ積極的に参加しており、2023 年 4 月～12 月には 122 個の学会・セミナーに延べ 336 人の審査官が参加（昨年同期は 98 個の学会・セミナーに延べ 259 人の審査官が参加）した。

AI 関連発明について、今後、これまで以上に幅広い分野で創作過程における AI の利活用が見込まれること等を視野に、2023 年 10 月より、AI 審査支援チームの AI 担当官を 13 名程度から 39 名程度に増員し（各審査室に 1 名ずつ配置）、AI 関連発明に関する相談体制の強化及び一元化を図った。

さらに、第 17 回審査基準専門委員会ワーキンググループ（2023 年 12 月開催）では、生成 AI に関する事例を含む新たな AI 関連技術の審査事例案（10 事例）について審議された。2024 年 3 月末までに新たな 10 事例を「特許・実用新案審査ハンドブック」に追加・公表する予定。

また、2022 年の日米欧中韓の五庁長官会合において、新技術・AI に関する作業ロードマップに基づく初のプロジェクトとして「AI 関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクト」（JPO 提案）の立ち上げに合意し、五庁の法律・審査基準・審査事例等をまとめた比較表の作成を進めてきた。当該比較表は 2023 年 6 月の五庁長官会合での承認後、五庁ウェブページに掲載され、その日本語版（仮訳）を特許庁ホームページに公開した。

さらに、最新の技術動向に関する情報の収集のために、2023 年度は、今後の進展が予想される下記 5 つの技術テーマを選定し、特許出願技術動向調査を実施している。

- ・パッシブ ZEH・ZEB
- ・ドローン
- ・全固体電池
- ・ヘルスケアインフォマティクス
- ・量子計算機関連技術

また、GX（グリーン・トランスフォーメーション）に関する技術を俯瞰するために、2022 年度に特許庁が作成した GXTI（グリーン・トランスフォーメーション技術区分表）に基づき、GXTI の技術区分単位で各国の特許出願動向を概括する調査を実施し、報告書を公表した。

加えて、2024 年度に特許出願技術動向調査を行う技術テーマ候補として、下記 5 つを選定した。

- ・ペロブスカイト太陽電池関連技術
- ・偏光板関連技術
- ・可燃性冷媒を用いたシステム（漏洩対策、圧縮機の制御等）
- ・mRNA 医薬
- ・メタバース時代に向けた音声・音楽処理

(⑤の改善状況)

品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織を実態上独立して設けており、より適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担する等、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を確立・維持している。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑩

<p>評価項目名</p>	<p>II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (2) 継続的改善が適切に実施されているか ⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。</p>
<p>実績又は現況</p>	<p>（⑥の改善状況） 昨年度と同様の取組を継続して実施したほか、以下の各項目で改善を行った。</p> <p>< 決裁・決裁前のチェック > 2023 年度は、審査の運用の変更（先行技術文献調査結果を用いた出願人への要請の廃止）に伴い、「特許審査における決裁のガイドライン」を改訂した。 また、品質管理官（技術単位担当）によるチェックにおいて、2023 年度も引き続き、前年度の品質監査の結果を踏まえ、特許査定のみならず、各審査長単位でサーチ結果に対する不備等を指摘される割合が比較的高かった起案種別を主な対象にチェックを実施する等、個々の課題に応じたきめ細かな形態とし、2023 年 4 月～12 月に 1,712 件実施した（昨年同期 1,759 件）。</p> <p>< 審査官間の協議を通じた知識共有 > 2023 年 4 月～12 月に、全体で 18,126 件の協議が実施された（昨年同期 18,144 件）。</p> <p>< 庁内イントラネット等を活用した知識共有 > 協議等で得られた共有すべきノウハウを適宜庁内イントラネットに書き込むことで、経験豊富な審査官の知識を含む技術分野ごとのサーチ知識の共有を図っている。また、各技術分野に応じた効率的なサーチスタイルの知見共有を図るべく、前年度から技術分野ごとにサーチスタイルに関するディスカッションを継続的に行っている。</p> <p>< 面接・電話対応の充実 > 2021 年度にテレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡をするための手段を新設した後、折り返しを義務化するなど各種運用整理を行ってきたところ、2023 年 4 月～12 月においてテレワーク中の審査官による当該手段を用いた電話連絡は 9,580 回実施された（昨年同期 12,514 回）。 令和 5 年度審査の質についてのユーザー評価調査の際に寄せられた「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」関連の意見を踏まえつつ、ユーザーとの適切なコミュニケーションを図るため、審査官に対して面接・電話対応における留意すべき点を改めて周知した。また、コミュニケーションについてのユーザー満足度向上に向けた対応策の検討を行った。その一環で、<u>面接・電話対応の更なる改善・充実化を目指して、2024 年 1 月からユーザーに個々の面接・電話対応についての印象やご意見を聴取し、審査官ヘフィードバックする形態のユーザーアンケートを試行している。</u></p> <p>< 企業のニーズに合わせた支援 > 資金調達のサイクル等、事業のスピードが早いスタートアップが戦略的に特許権を取得して活用できるようにするため、2018 年度から特許審査に関するスタートアップ支援策を実施しており、2023 年 4 月～12 月で、スタートアップ対応面接活用早期審査を 18 件（昨年同期 23 件）、スタートアップ対応スーパー早期審査を 342 件（昨年同期 330 件）実施した。 また、知的財産を群として取得し活用する企業の事業戦略を支援するため、2013 年から複数の出願を対象として審査着手のスケジュールを調整しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査を実施してお</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑩

り、2023 年 4 月～12 月で 19 事業（昨年同期 6 事業）の申請がなされ、224 件（昨年同期 49 件）の特許出願が当該施策の対象となった。

< 外国特許文献サーチ等の拡充 >

サーチ関連ツールの開発、充実化を図ることでサーチの質向上に取り組むとともに、ツールの機能や操作方法、実際の活用例などをまとめた研修動画を活用し、審査官の知識向上とツールへの習熟を図っている。

< 拒絶理由通知書等の起案の質向上に向けた取組 >

2021 年 2 月にとりまとめられた基本問題小委員会報告書において、起案のイノベーション（分かりやすい起案形式の整備等）を進めるべきことが示されたことを受け、2023 年度は共創の観点からユーザー・審査官からの意見聴取等を行いながら、分かりやすい起案形式の検討を行っている。

< 品質関連情報の審査官への提供 >

従来審査に関する各種統計データを審査官に定期的に提供しており、2023 年度は、品質関連の統計データ等の情報活用による審査能力の向上を目指し、提供データの拡充やデータの活用方法等について検討を進めている。

< 海外知財庁審査官との連携・調和 >

海外知財庁審査官との審査官協議を実施し、互いの先行技術文献調査の手法や審査実務等についての議論を通じて、信頼感を醸成し相互理解を深化させ、先行技術調査結果・審査結果の相互利用等の推進を図っている。2023 年 4 月～12 月において、海外 5 つの国・地域の知財庁（ドイツ、中国、欧州、韓国、台湾）との審査官協議が実施された（このうち、中国、欧州、韓国、台湾との審査官協議は対面で実施）。

(⑦・⑧の改善状況)

昨年度と同様の取組を継続して実施したほか、以下の各項目で改善を行った。

< ユーザー評価調査 >

ユーザー評価調査の自由記入欄では、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」についての意見が特に多く寄せられ、審査官に対して面接・電話応対において留意すべき点を周知した。また、不満等の評価の背景となる具体的な個別の事例が、評価と同時に聴取可能となるよう設問等の見直しを行い、例年以上の件数の事例を収集した。

審査の質についての課題を分析・抽出することを目的として、2022 年度に実施した審査官向けアンケート調査の結果を基に、ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識との乖離の分析等を行い、審査の質についての課題の把握、対策の検討を進めた。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑪

<p>評価項目名</p>	<p>Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか ⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。</p>
<p>実績又は現況</p>	<p>A) ホームページにおける情報発信 特許庁ホームページにおいて、審査品質管理に関するページを掲載し、情報発信を行っている。 審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明するとともに、小委員会で使用した資料等を特許庁ホームページに掲載し、情報発信を行っている。</p> <p>B) 意見交換会における情報発信 企業コンタクトや、知財関連団体及び代理人団体との定期意見交換会の場で、特許庁における品質管理関連施策についての情報発信を行うとともに、先方からの質問に回答し、相互の信頼関係の構築に努めている。 <u>企業コンタクトの 2023 年 4 月~12 月実績は計 144 件で、国内 130 件（うち中小企業 25 件）、海外 14 件、開催形式は対面 135 件、オンライン 9 件である（昨年同期は計 112 件で、国内 94 件（うち中小企業 19 件）、海外企業 18 件、開催形式は対面 71 件、オンライン 41 件）。</u> <u>また、企業コンタクトにおいては効率的かつ適正な特許審査を実現するための「ユーザーとの特許権の共創」について意見交換を行い、出願人と審査官との間での共創意識の熟成を図っている。</u> さらに、内外乖離の分析結果について情報発信を行っている。</p> <p>C) 国際会合等における情報発信 国際会合等に参加し、JPO の品質管理システムについて情報発信することで、特許庁の品質に関する理解、プレゼンス向上を図るとともに、相互の信頼関係の構築に努めている。 <u>2023 年度開催された主なものは以下のとおりである。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ PCT 国際機関（PCT-MIA）会合、品質サブグループ会合（2023 年 10 月） ・ WIPO 特許法常設委員会（SCP）（2023 年 10 月） </p> <p>D) 国際審査協力を通じた情報発信 海外（特に新興国）の知的財産庁の職員（主に特許審査官や品質管理担当者）に対して、審査官の派遣及び受入、品質管理担当者を含む実務者の派遣及び受入、研修の実施等を利用して、JPO の品質管理システムを紹介することで、特許庁の品質に関する理解、プレゼンス向上を図るとともに、相互の信頼関係の構築に努めている。 2023 年度の主な実績は以下の通り。 <実務者派遣／受入等> <u>日欧審査官協議(9 月)、日韓審査官協議(10 月)の際、両庁の品質管理の紹介及び意見交換を実施。</u> <研修等の実施> <u>ブラジル、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、タイ、トルコ、ベトナム、GCC、OAPI の知的財産庁で特許審査業務を管理する職員を対象に、特許審査マネジメントや品質管理等に関する研修を実施（7 月）。また、新興国の知的財産庁で特許審査実務を行う職員を対象に、審査実務や品質管理に関する研修を実施（9~12 月）。</u></p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑪

	<p><新興国の品質管理システム構築の支援等></p> <p><u>インドネシア知的財産総局に対し、2023 年度より独立行政法人国際協力機構（JICA）による品質管理システム構築の支援が行われているところ、JPO の品質管理システムについて情報提供を行った（9 月、10 月）。</u></p> <p>E）海外の特許庁との協力を通じた情報発信</p> <p><高度産業財産ネットワーク（AIPN）及びワンポータルドシエ(OPD)等を通じた情報発信></p> <p>JPO は、高度産業財産ネットワーク(AIPN)及びワンポータルドシエ(OPD)等を通じて、信頼性の高い JPO の審査結果を英語で他庁に提供して、他庁の審査官に参照してもらうことで、出願人が海外で適切な特許権を取得できるように取り組んでいる。</p> <p>AIPN は、JPO の特許出願の手続や審査に関連する情報（ドシエ情報）を機械翻訳し、他庁の審査官に提供するシステムであり、2004 年にサービスを開始し、2023 年 12 月末時点で 69 の国・機関等へ提供している。</p> <p>OPD は、五大特許庁間で相互にドシエ情報を参照できるシステムであり、2013 年にサービスを開始した。さらに、OPD と、世界知的所有権機関（WIPO）が提供する WIPO-CASE（Centralized Access to Search and Examination）との連携を介して、JPO は、五大特許庁に加え、2023 年 12 月末時点で 34 の国・機関に審査結果を発信している。</p> <p>また、2020 年 12 月には、台湾智慧財産局とのドシエ情報交換を開始しており、台湾智慧財産局に審査結果を発信している。</p> <p><特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）を通じた情報発信></p> <p>特許審査ハイウェイ（PPH）は、第一庁（出願人が最初に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。出願人の海外における迅速な権利取得や他庁の審査結果を利用した質の高い権利の取得等を支援すべく、JPO の提案によって 2006 年に日米間で P P H 試行を開始。以来、その拡大や利便性の向上に取り組んでいる。</p> <p>2023 年 12 月末時点で JPO は 44 庁と PPH を実施しており、JPO の審査結果を他庁に発信している。</p> <p><日米協働調査を通じた情報発信></p> <p>日米協働調査は、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、両庁の特許審査官が、それぞれ早期かつ同時期に最初の審査結果を出願人等に送付するものである。本取組により日本特許庁の審査の質の向上と質の高い審査結果の発信が期待される。</p> <p>第 1 期（実施件数：67 件）、第 2 期（実施件数：83 件）の試行の後、2020 年 11 月より第 3 期の試行を開始し、<u>試行期間の延長を経て 2024 年 10 月末まで継続される予定。</u></p> <p><u>2023 年 4 月~12 月の申請実績は 7 件（昨年同期 12 件）。</u></p>
<p>実績又は現況</p>	<p>○特許庁の審査品質管理（上記 A 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/index.html</p> <p>○日米協働調査試行プログラムについて（上記 E 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html</p>
<p>資料の所在</p>	